

平成30年 1月 4日

ご利用団体代表者 各位

NPO法人恵庭市体育協会
会長 松本 博樹

屋内体育施設でのサッカーボール使用禁止について

新春の候、貴団体代表者各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、本協会の事業推進に対し特段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度屋内体育施設設備への影響を考慮し、サッカーボールを使用するの利用を禁止することとなりました。

これまで、ボールにつきましてはご利用団体様に一任しておりましたが、サッカーボールはフットサルボールと異なり大きく弾むため、蹴り方によってはボールが高く跳ね上がります。近年、当協会管理施設でも、施設照明や壁を破損してしまうケースが増えてきたため、施設の維持管理の観点より今回このような対応を講じることとなりました。

今後も屋内体育施設にて「フットサル」をご利用いただけますが、ボールにつきましては「フットサルボール」のみご利用可能となります。ご注意ください。

ご不便、ご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。